

浜寺昭和小学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本方針

本校のすべての教職員「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめの対応は、学校における最重要課題の一つである。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられた児童の立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (4) いじめの定義は、極めて広範な概念であり、限定解釈してはならない。
- (5) いじめの定義に該当する場合は、法に基づいて組織的に対応することが求められている。
- (6) いじめた児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (7) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係諸機関との連携協力を努める。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 全ての教育活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 児童理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。(例：いじめ対応チェックリスト)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(例：生活アンケート・ニコニコチェック)
- (3) 子どもの行動を注視する。(例：いじめ対応チェックリスト)
- (4) 保護者と情報を共有する。(例：連絡帳、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

4. 早期解決に向けて

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる。詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解決をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

いじめの解消とは、

- ① いじめに関する行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
 - ② 被害児童本人及びその保護者に対し面談等で、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが確認できることである。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5. いじめアンケート調査の実施

毎月1回、いじめアンケート調査または、ニコニコチェックを実施する。

実施内容は以下の通り

【目的】

児童が学校生活をどのように感じているかを知る手がかりとして行う。児童が困っていることや不安なことなどを早期に知ることで改善を図り、よりよい学級環境をつくることを目的とする。

《いじめの早期発見・未然防止》

【実施方法】

- (1) テストのときのように、隣の児童から見えないようにし、思ったことを書けるように配慮する。
- (2) アンケートを回収するときは、他の児童から見えないよう、裏を向ける等の配慮をする。
- (3) 実施した日にすべてのアンケートに目を通し、「ある」と答えた児童にはできるだけはやく声をかけ、事情を確認する。
- (4) 相手児童にも事情を確認する。必要であれば指導までする。
- (5) 小さなことでも、学年で共通理解しておく。
- (6) 緊急を要することや、悪質ないじめが発覚した場合は、管理職、生徒指導主任に報告する。

6. 「いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長・教頭・生徒指導主任・教務・学年主任・関係職員を構成員とし、「生徒指導対策委員会」を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

〔いじめに対する措置〕

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「生徒指導対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

7. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいいため、ネットいじめプログラム等を開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (2) 「けんかやふざけ合い」などの行為を発見した場合には、その場でその行為を止め、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめを知らせてきた児童生徒の安全を十分に確保すること。
- (4) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。